税務代理権限証書の記載要領

1　「税理士又は税理士法人」の「事務所の名称及び所在地」欄には、税理士事務所又は税理士法人の名称及び所在地を記載してください。なお、税理士法人の従たる事務所において実務を担当している場合には、当該従たる事務所の所在地等を記載し、「登録番号等」欄には、従たる事務所の情報を記載してください。

2　以下の欄については、次のとおり記載してください。

⑴　「過年分に関する税務代理」欄

「1　税務代理の対象に関する事項」の「税目」欄に記載した税目に関する調査の際には、「1　税務代理の対象に関する事項」の「年分等」欄に記載した年分等より前の年分等（以下「過年分」といいます。）についても税務代理（税理士法第２条第１項第１号に規定する税務代理をいう。以下同じ。）を委任する場合は「1」、委任しない場合は「2」。

（注）　過年分の税務代理権限証書において、今回委任する代理人に委任している事項を除きます。

⑵　「調査の通知・終了の際の手続に関する同意」欄

今回委任する代理人に税務代理を委任した事項（過年分の税務代理権限証書において委任した事項を含みます。以下同じです。）に関する調査の際に、依頼者への次の①～③の通知又は説明等は、今回委任する代理人に対して行われることに同意する場合は「1」、同意しない場合は「2」。

①　調査の通知

②　調査終了時点において更正決定等をすべきと認められない場合における、その旨の通知

③　調査の結果、更正決定等をすべきと認められる場合における、調査結果の内容の説明等

（当該説明に併せて修正申告等の勧奨が行われる場合における必要な説明・書面の交付を含みます。）

⑶　「代理人が複数ある場合における代表する代理人の定め」欄

今回委任する代理人に税務代理を委任した事項に関して代理人が複数あるときには、今回委任する代理人をその代表する代理人として定める場合は「1」、同意しない場合は「2」。

（注）　代表する代理人を定めた場合は、他の代理人に税務代理を委任した事項に関する調査の際には、当該他の代理人への調査の通知は、代表する代理人に対して行われます。

3　「依頼者」欄には、依頼者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地を記載してください。
なお、相続税の場合は、依頼者である相続人ごとに税務代理権限証書を作成することに留意してください。

4　「1　税務代理の対象に関する事項」欄には、税務代理を委任する税目の区分欄に「1」を記載し、当該税目の区分に応じた年分等を記載してください。また、表記税目以外の税目について税務代理を委任する場合は、当該税目に対応する数字及び年分等を記載してください。

（注）1　相続税の場合は、「年分等」欄に、相続開始年月日を記載してください。

2　税務官公署の調査の際に、源泉徴収に係る所得税（復興特別所得税を含みます。）について税務代理を委任する場合も、当該税目の区分欄に「1」を記載してください。

3　下記の「税目欄」及び「年分等」欄には、必要に応じ、任意の税目及び年分を記載してください。

	税目		区分		年分等
E06		G15		E07	

5　「2　税務代理の対象となる書類の受領に関する事項」欄には、税務官公署から送付される書類のうち、「1　税務代理の対象に関する事項」欄に記載した税目・年分等に係る次の通知を、e-Tax により代理受領することについて、税務代理を委任する場合に記載し、e-Tax で提出してください。なお、この欄に記載のない書類の受領の代理については、税務代理の対象から除かれることになります。

【代理受領できる電子通知】

- 更正の請求に係る更正通知・更正の請求に係る更正の理由がない旨の通知
- 期限後申告書・修正申告書の提出、更正の請求に係る更正があった場合に課する加算税に係る賦課決定通知
- 予定納税額の通知
- 予定納税額の減額申請に係る承認又は却下の通知
- 適格請求書発行事業者の登録通知

6　「3　その他の事項」欄には、税務代理（税務官公署から送付される書類の受領の代理を除きます。）の対象から除く事項がある場合にはその事項を記載してください。また、当該税務代理の範囲を特に限定する場合にその旨を記載してください。

委　任　状　の　記　載　要　領

1　税務代理以外の次の行為について委任する場合には、税務代理権限証書ではなく、様式下部の委任状欄を利用し、代理人に委任する行為の内容を付帯的に記載してください。

・　納税証明書（令和●年分●●税等　その●）の受領
・　申告書等閲覧サービスによる申告書等の閲覧

2　下記の「委任年月日」欄には、上記の行為の代理を委任した年月日を記載してください。
左端の欄は「元号」欄となります。

委　任 年月日	N12				